

鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会
とりまとめ

令和6年2月

鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会

1 検討の背景

- 犯罪被害者(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を被った方並びにその御家族又は御遺族をいう。以下同じ。)は、突然の犯罪等に巻き込まれることにより、平穏な日常は奪われ、予期しない身体的、経済的、精神的な負担を突然に強いられるなど、様々な困難に直面する。県民の誰もが犯罪に巻き込まれる可能性がある中、犯罪被害者に、被害直後から中長期に渡って寄り添い、切れ目のない支援を提供し、再び日常の生活を営むことができるよう支援する必要がある。
- 鳥取県では、平成20年に犯罪被害者支援に関する内容を盛り込んだ「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」が制定され、同年、公益社団法人とっとり被害者支援センターが設立された。また、平成29年には性暴力被害者支援センターとっとりが設置され、令和3年には市町村と協働して、犯罪被害者に係る見舞金制度を創設(令和6年1月現在 19 市町村のうち、14 市町村が創設)されるなど、被害者支援の取組が進められている。
- 鳥取県議会でも令和4年11月議会を契機に犯罪被害者支援のあり方について議論が交わされ、令和5年6月議会では平井知事が県として前に踏み出しワンストップ対応の支援体制をつくるという方向で今後検討を進めていく考えを示され、検討に必要な予算が計上された。
- 全国的には、令和4年12月、「新全国犯罪被害者の会」が、「自由民主党司法制度調査会犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」に犯罪被害者等の経済的補償の充実を求め、令和5年5月、同PTは、岸田総理に「犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言」を行った。
- 国は、前述の提言を踏まえ、令和5年6月、「犯罪被害者等施策推進会議」において、犯罪被害者給付制度の抜本的強化、地方における途切れない支援の提供体制の強化などの検討を行うことを決定した。
- 鳥取県は、令和5年7月、国の検討状況も見ながら、犯罪被害者等の支援体制づくりや国の支援が至らない領域への経済的支援の対象拡大などを検討するため、被害者遺族や有識者等で構成する「鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を立ち上げ、議論を進めることとなった。
- 検討会においては、県が犯罪被害者に被害直後から寄り添った支援を行うことができるよう、支援組織体制のあり方や支援施策のあり方を中心に、4回にわたり議論を行った(令和5年7月～令和6年1月)。このたび、これらの議論をとりまとめたものである。

2 検討会の概要

(1)設置目的

犯罪被害者に被害直後から寄り添った支援を行うことができるよう、支援体制、支援施策の充実、強化について検討する。

(2)主な検討事項

①支援体制

被害直後から中長期にわたって被害者に寄り添い、切れ目のない支援を提供・調整できる体制

②支援施策

・被害者にとって真に必要な経済的支援の充実、経済的支援の対象範囲の拡大

(3)委員

大岡 由佳(座長)	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 准教授
北野 彬子	鳥取県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
田村 真一	鳥取県臨床心理士会事務局長
徳田さよ子	犯罪被害者遺族、なごみの会(犯罪被害者自助グループ)
本郷由美子	犯罪被害者遺族
牧田 裕美	明石市市民相談室相談担当課長
谷口 恭子	鳥取市人権政策局長兼人権推進課長

オブザーバー

公益社団法人とっとり被害者支援センター
鳥取県精神保健福祉士会
一般社団法人鳥取県社会福祉士会

3 犯罪被害者に寄り添った支援のあり方の方向性

(1) 支援組織のあり方

① 支援組織の体制

○犯罪被害者支援は、とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり（以下「民間支援団体」という。）が主体で行われているが、県が主体となり警察、市町村、県など支援に関わる様々な機関と連携を図りながら、被害直後から犯罪被害者に寄り添い、切れ目のない支援が提供できるよう次のような体制を検討いただきたい。

(1) 警察と情報共有できる体制

- ・迅速かつ確実な支援につなぐ

(2) 民間支援団体と連携できる体制

- ・犯罪被害者の様々なニーズに応じて中長期にわたる支援に対応

(3) 必要な支援をワンストップで提供できる体制

- ・犯罪被害者に、支援に関わる担当部署、窓口を訪ねさせ、その都度担当者が変わるなどにより、ストレスや不安を感じさせない

○犯罪被害者が相談のために遠距離の移動をする必要がないよう、相談窓口は東部地区だけでなく、中部及び西部地区にも一部機能を担う窓口を設置するよう検討いただきたい。

○支援は長期にわたる場合もあるため、支援組織の職員の人事異動はできるだけ少なくなるようにすることが望ましい。

<検討会での主な意見>

- ・行政が前面に立って支援するという考え方は、本当にそのとおりだと思う。県であれば、個人情報を持っている県警と連携しやすい。
- ・犯罪被害者遺族は、思考力、判断力、意欲も残っておらず、精一杯生きている。たらい回しにされるのは一番やめて欲しい。一度1か所に行けば、コーディネーター等が全体を繋ぐ役割をして、関係課等、周りが有機的に繋がって話をしてくれるような組織が出来るのが一番。
- ・様々な被害者支援が増えてきたが、警察や支援センター等の連携も不足しているところがある。窓口が一本化されていないことで被害者が混乱することがある。
- ・時間の経過とともに、複雑化する支援ニーズに対応できるよう行政、警察、民間支援団体、自助グループなどが顔の見える関係で連携・情報共有し、被害者に望ましい支援チームであってほしい。
- ・被害者が担当部署にあちこち移動する、その都度、担当者が変わることもストレスや不安が生じるため、行政の施設内に支援機関が集約して設置されることが望ましい。
- ・色々な困りごとを抱えている相談者に、時間をかけて移動してもらうのは難しいので、東・中・西部に1か所ずつくらい窓口があった方がよい。
- ・行政が前面に立った組織とする場合でも、人の配置転換があまりないシステムがよい。

② 支援組織が備えるべき機能

○支援組織には、民間支援団体が行っている犯罪被害者の相談対応、付添い支援等に加えて、犯罪被害者に寄り添った支援が提供できるよう次の機能を備えることを検討いただきたい。

(1) ケアマネジメントの手法を取り入れたコーディネート、フォローアップ

- ・コーディネーターを中心に犯罪被害者の支援計画を検討し、市町村、関係機関と調整
- ・関係機関も含め支援の実施状況をフォローアップ

(2) 個別事案の支援に係る関係機関等との調整

- ・市町村や関係機関が参加する支援調整会議を設置し、個別事案の支援内容を調整

(3) 関係機関との支援に係る情報共有・連携体制の構築

- ・連絡会議を設置し、関係機関と犯罪被害者支援に係る情報共有、顔の見える関係の構築

(4) アウトリーチによる支援

- ・殺人、不同意性交等の緊急性を要する重大事案への県警と連携した早期介入
- ・重大事案以外の支援を要する案件は、犯罪被害者に対して支援に関する情報を提供

(5) 市町村窓口のサポート、助言、市町村窓口との連携

- ・支援経験が少ない市町村窓口のサポート助言、犯罪被害者を市町村による支援につなぐ付添い支援

(6)支援担当者に対するメンタルサポート

- ・犯罪被害者を親身になって支える支援担当者の育成、支援担当者の心理的負担を軽減するメンタルサポート

○支援組織は、犯罪被害者が相談しやすいよう、できるだけ相談窓口の敷居が低くなるよう配慮するとともに、支援のスキルが向上し、関係機関の支援が円滑に進むよう次のことについて、検討いただきたい。

- (1)犯罪被害者との間に立って必要な調整、フォローを行うこと。
- (2)死傷者が多数に及ぶ場合や他県で犯罪被害を受けた場合など、地方自治体間の連携が求められる場合にも円滑に支援が行われること。
- (3)支援組織の支援・相談対応等に対する苦情、意見を受け付け、今後の支援に反映させる仕組みを設けること。

<検討会での主な意見>

- ・いかに効率よく支援を届けていくのか、ケアマネジメントの手法での視点を取り入れることが必要。
- ・被害者は、事件直後は混乱している。被害者をある程度強制的にでも連れ出して、大事なことは支援調整会議で話をしてもらおうと良い。
- ・大阪市の被害者支援調整会議のようにケース会議を定期的に持って、関係する機関で情報を共有するというのはすごく大事。
- ・事件直後の混乱期に警察が困りごとに敏感に動いてくれ、後ですごく助かったと感じた。その時は自覚していない困りごとも多くあるので、アウトリーチによる支援は大事。
- ・アウトリーチ支援は、欠かせない。大阪市では、府警等から情報をもらいアウトリーチ支援しており、支援件数も伸びている。今後の役割として必要なものになるのではないかと思う。
- ・市町村に専門的な相談対応をどこまで求めるかといったときに、課題も多いので、県がサポートできる体制を築いていくことが非常に重要。
- ・未成年者の犯罪被害も多いため、SNS等を使った支援等、支援を検討して欲しい。
- ・相談の敷居が低く、関係機関と連携を密にして、他機関の支援者からも頼られる存在となることを期待する。
- ・死傷者が多数に上る事案が発生した場合の支援や対応は、情報や支援の質が平等に行き渡ることが必要である。
- ・池田小事件でも、地方自治体の枠を超えた支援活動の連携が求められた。自治体が相互に連携・協力して円滑な支援となるよう、緊急支援や広域支援を充実させてほしい。
- ・最初の窓口対応で傷ついたという話を聞くことが多いため、運営適正化委員会のようなものを設置してはどうか。

③支援組織に配置する必要がある人材

○支援組織には、次の専門人材の配置を検討いただきたい。

(1) ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）

- ・支援の司令塔となって支援内容をコーディネート

(2) カウンセリングができる人材（臨床心理士、公認心理師）

- ・孤立しやすい犯罪被害者の心情を引き出す

○専門人材の支援スキルの向上、支援担当者の心理的な負担の軽減を図るため、臨床心理士会精神保健福祉士会などの職能団体と連携したスーパーバイズの導入を検討いただきたい。

○専門人材は人数が限られているため、県関係機関に配置されている人材の有効活用や確保が困難な場合は、専門団体からの派遣も必要に応じて検討していく必要がある。

<検討会での主な意見>

- ・支援には迅速かつ確実性が求められる。警察等は、事件が起きたら直ぐに支援組織のコア人材に連絡を取り、専門機関に繋げ、遺族が孤立しないよう実動すべき。
- ・支援のコーディネートができる職種（社会福祉士、精神保健福祉士）が必要。
- ・犯罪被害者遺族は孤立感が深まるので吐き出すことがすごく重要。カウンセリングできる人材を支援組織に入れて欲しい。
- ・相談に来た人に親身になり支えられる支援者を育てるため、支援者の心理的な負担の軽減（支援者の支援）のため、支援機関に、コンサルテーションの心理士の配置を検討して欲しい。

- ・専門職には限りがある。既存の機関に配置されている人材を有効活用していく必要がある。
- ・専門資格を絶対要件にして支援組織に配置するのではなく、必要があるときに専門人材を呼ぶことができる体制をつくる必要がある。

(2) 支援施策のあり方

①支援対象とする犯罪被害者の範囲

- 支援対象とする犯罪被害者は、提供する支援の区分に応じて次の者を対象とするよう検討いただきたい。その場合、過失犯による犯罪被害者も支援対象に含めることが望ましい。
- (1)直接的支援（相談、付添い支援、カウンセリング、法律相談等）
被害届の有無を問わず、犯罪被害者を対象とする。
 - (2)経済的支援（医療費等の支援、住居支援、生活支援、就労準備支援等）
次に掲げる犯罪被害者で、被害届等があった者を対象とする。
 - ①殺人、傷害等による死亡又は重傷（1か月以上の療養）を負った者又は遺族・家族
 - ②過失犯による死亡又は重傷を負った者又は遺族・家族（加害者から補償が受けられる者を除く）
 - ③不同意性交等の被害を受けた者
 - ④特殊詐欺など財産犯による被害を受けた者（生活維持が困難な者に限る）
- 財産犯、不同意性交等、過失犯による犯罪被害者は、一律に経済的支援の対象とするのではなく、支援組織に有識者で構成する審査会等を設けて対象とすべきか個別に審査した上で判断することを検討いただきたい。

<検討会での主な意見>

- ・過失による被害であっても犯罪被害によって被る被害の影響には変わりはない。他の補償制度がなければ、過失被害も対象として良いと考える。
- ・不同意性交等による被害により、日常生活がままならなくなることも珍しくない。経済的支援の対象とすべきと考える。
- ・不同意性交等による被害は、精神的苦痛等のため仕事ができなくなる、家が現場の場合は転居もありうるため、経済的支援が必要。
- ・詐欺被害にあった被害者が家族から責められ、自死をしたケースもあり、救済措置は必要。
- ・経済的支援の対象を個別に判断する審査会などを検討いただきたい。

②経済的支援のあり方

- 被害直後の予期しない費用負担、財産の収奪、収入の途絶により経済的に困窮することがあること、家事もできなくなることなどを踏まえ、次の経済的支援を検討いただきたい。
- (1)犯罪被害により予期せず必要となる高額な治療費、通院費、生活支援などの費用に充てられる支援金等
 - ・支援金等は、できる限り迅速に給付
 - (2)被害直後の急性期の配食サービス、家事、介護等の生活支援の提供
 - ・生活支援で派遣する者は二次被害防止対策として研修の受講を課すなどの配慮
 - (3)被害直後の緊急的に必要な医療処置の提供
- 急性期以降の当面必要な経済的負担に対する支援は、次のような支援メニューが考えられるが、犯罪被害者の手続負担を軽減し、状況によって柔軟に利用できるよう、一定の上限額の範囲内で必要な費用に充てられる支援制度（支援金等）とすることが望ましい。
- (1)住居支援 従前の住居に居住が困難な場合の転居費用・家賃に対する助成
 - (2)就労準備支援 新たな就労に必要なスキル・資格の取得などに対する助成
 - (3)生活支援 家事援助・配食サービス、一時保育、介護に係る費用に対する助成
 - (4)法的手続支援 裁判手続出席旅費、財産開示手続費用、情報提供募集のチラシ配布費
- 国や日弁連等による民事訴訟の弁護士費用に対する支援が不足していること、加害者が損害賠償を支払わず時効停止の民事訴訟手続が必要になることなどを踏まえ、次の支援も検討することが望ましい。
- (1)弁護士へ委任する際の着手金等の弁護士費用の支援
 - (2)損害賠償請求の時効を停止させるための民事訴訟手続等の費用など長期的な支援

- 現在、国の検討会で犯罪被害給付制度の抜本的強化が令和6年5月を目途に検討されているので、支援金等の経済的支援については国の検討結果を十分踏まえて検討いただきたい。
- 被害直後の医療費、生活支援など国の検討を待たなくても実施できる支援は、早期に実施することが望ましい。

<検討会での主な意見>

- ・治療費や葬儀代等、一遍に様々な請求があり、早期の支給が必要。
- ・被害者の置かれている状況で柔軟に対応できる支援施策がよい。即応的な見舞金や一時避難、医療費は、警察と連携し被害者として断定できれば、県が一括して支給できる仕組みづくりを再構築すべき。
- ・被害直後は、医療費の他、通院等の交通費が必要。自身も気が動転して自動車事故を起こしたことが複数回あり、被害者はなるべく運転したくないので、代行してもらうことが望ましい。
- ・経済的支援は迅速性が大事。生活に必要な給付は、要件を固めすぎて支援が遅れては困る。
- ・家事全般もできる状態ではないので、ホームヘルパー等に頼りたい。
- ・一時保育所に預けることに不安を感じる遺族もいるため、家事支援を行うホームヘルパーや保育士等の現物給付があるとよい。ただし、二次被害防止のためにも、基準を設定した犯罪被害者支援の研修修了者の派遣等が必要。
- ・加害者側の弁護士から刑が確定するまでに示談交渉を持ちかけられても、被害者側には弁護士の着手金が負担されないことで弁護士に委任できず、加害者側弁護士の言われるままとなることがある。
- ・加害者が出所する時期、損害賠償を認める判決等が時効を迎え再提訴が必要な時期の2つが大きな変化の時期であり、出所する時期は安全確保(転居等の支援も)、再提訴の時期は費用補助があると良い。

③直接的支援のあり方

○直接的支援について、次のことを検討いただきたい。

- (1)警察、民間支援団体で異なる制度となっているカウンセリング、弁護士相談を一元化して提供すること。
- (2)犯罪被害者の精神的な回復には長期間を要する場合もあり、カウンセリング、弁護士相談は無料で提供する回数又は期間に上限を定める必要があるが、継続して支援が必要と判断される場合は、上限を超えて支援ができるような仕組みとすること。
- (3)犯罪被害者の生活再建を支援するため、新たにファイナンシャルプランナーによる相談を支援に加えること。

<検討会での主な意見>

- ・一定程度落ち着くまで法律相談、カウンセリングを受けられると良い。
- ・カウンセリングがないと被害者の回復は難しい。回数は暫定とし、その後に支援が必要であれば支援をした方が良い。
- ・カウンセリング、法律相談は、支援回数を超える場合、困窮状態や精神面など、上限を超えて支援する必要性を支援調整会議等で判断してはどうか。
- ・生活再建という意味ではファイナンシャルプランナー等による相談も支援に含めてはどうか。
- ・特殊詐欺被害も深刻な案件が多く、カウンセリングは必要と考える。
- ・財産犯被害への経済的支援は予算面で限りがあるが、相談支援は拒むものではない。

<現行のカウンセリング・弁護士相談制度>

- ・カウンセリング
被害者支援センター 1回無料、性暴力被害者支援センター 5回無料
警察 無料 初診から3年間無料
- ・弁護士相談
被害者支援センター 1回無料、性暴力被害者支援センター 3回無料

(3) 支援体制・支援施策のフォローアップ

○これから支援活動をする中で出てくる様々な問題、気づきを取り入れ、支援体制、支援施策の点検、見直しを行い、より良い被害者支援に発展させていくための仕組み、体制を検討いただきたい。

<検討会での主な意見>

- ・実際に支援活動をする中で、想定していなかったこと等に対して、とりまとめた内容どおり硬直的に行うのではなく、出てきた問題、気付きを取り入れ、検討してより良い被害者支援に発展させて行くことが大切。
- ・色々なことが初めてになるので、最初は定期的に検討委員会等を開いた方が良いと思う。色々起きて来る問題もあるので、その都度、最初の段階で話し合い、検討して細やかな支援に繋がると良い。
- ・今回のとりまとめ案は、今後やってみて、どう見直していくっていうか、どんな形でこの絵を残していくのか、検討する必要がある。

(4) 犯罪被害者支援への理解の推進及び被害者を支える人材の育成

- 支援が行政による支援から徐々に地域の支援に移行し、犯罪被害者が地域の中に溶け込み、人権が尊重され名誉や生活の平穏が害されることなく安心して暮らせるよう、広報啓発や教育活動などを通じて、県民及び事業者の理解を促進する積極的な取組が必要である。
- 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について事業者への周知、導入に向けた働き掛けを行い、休暇制度の普及と犯罪被害者に対する理解促進を図っていただきたい。
- 県の総合相談窓口が犯罪被害者の入口であり一番大事な場所となることを窓口職員に十分に認識してもらい、研修を通じてどのように被害者を迎え入れ、対応するのか窓口全体で共有しておく必要がある。
- 行政・関係機関等の窓口において、同じ説明を何度も求めたり、心ない言葉や態度で対応することがないように、窓口職員をはじめ全ての関係職員を対象に接遇研修、被害者遺族による講演会などを行い、犯罪被害者支援への理解が深まるよう努めていただきたい。

<検討会での主な意見>

- ・犯罪被害者の認知度がとても低い。広報紙などで、犯罪被害者支援に関しても県民全体に共有してもらおうことがまず第一歩である。
- ・被害者が行政支援から徐々に地域の支援に移行し、居住地域の中に溶け込み安心して地域の中で暮らせるようになることが望ましい。そのためには、行政には地域住民に犯罪被害者への理解を深める研修などを積極的に行ってほしい。
- ・厚労省で犯罪被害者の回復のための休暇制度を作る啓発活動をしているが、導入企業はまだ少ない。休暇制度があれば、休むことに対する同僚の目も変わってくる。今、裁判員制度の休暇はあるが、大分広がって、結果として啓発に繋がっている。
- ・総合窓口は入口になり、一番大事な場所となるので、しっかり研修をして、どのように迎え入れるのか、どんな場所を作るのか、どのように被害者に対応するのかということ、窓口にいる人たちが共有していかなければならない。
- ・被害者に接したことがない行政の窓口の職員には、突然、被害者に接したときに、必要な配慮ができないなどで、被害者が傷つく問題も出てくる。関係機関等に対して、一定の教育啓発の支援が必要になる。
- ・相談を受けたことがない、自信がないために被害者を違う機関へ回すと、被害者にとってはそれがたらい回しになる。どこの相談・支援組織も初期対応がきちっとできるようにしていくことは役割として重要だと思う。
- ・人材育成は、学校の先生や保育士さんなどの関わり方もあり、様々なパターンの研修があっても良い。広く接遇から、犯罪被害者支援に特化した研修、人事異動もあるため、県や市町村でどのような施策や窓口があるか等の基本的な情報等を共有するような方法もある。